

市議会の信頼回復に向け、議長・副議長等会議を設置しました

議長・副議長等会議の概要

設置目的は、政治倫理条例の制定および議長選出方法の見直しなど議会改革の推進を図るためです。

協議事項は、主に次の2点です。

- 1 政治倫理条例の制定に関すること
- 2 議長選出方法の見直しに関すること

委員構成は、議長、副議長、議会改革検討協議会委員長、同副委員長、各会派1人の委員（計10人）です。

会議は原則公開します。ただし、議長が必要であると認めるときは非公開とすることがあります。

会議の決定は、出席委員全員の合意を要すること（全会一致）としています。

設置期間は、平成22年5月31日までです。

会議の開催は、月に2、3回の会議を開き、精力的に協議し、早期に協議が整うよう努めます。

開催日程：	第1回会議	平成21年10月	5日（月）	午前10時
	第2回会議		10月23日（金）	午前10時
	第3回会議	11月	2日（月）	午後1時
	第4回会議	11月	13日（金）	午前10時
	第5回会議	12月	1日（火）	午後1時
	第6回会議	12月	17日（木）	午前10時
	第7回会議	平成22年	1月13日（水）	午後1時
	第8回会議		1月25日（月）	午前10時
	第9回会議		2月10日（水）	午前10時
	第10回会議		2月18日（木）	午後1時
	第11回会議		2月26日（金）	午後1時
	第12回会議		4月14日（水）	午前10時
	第13回会議		4月28日（水）	午後1時
	第14回会議		5月17日（月）	午後1時

議長・副議長等会議の傍聴

- ・議長・副議長等会議は、原則公開しています。
- ・議長・副議長等会議の傍聴可能人数は10人程度です。
- ・会議の傍聴は、会議の開始予定時間の30分前から議事堂1階で受け付けを開始します。
- ・受付開始時に傍聴を希望する方が多数来場した場合は抽選とし、入場を制限させていただきます。

（お問い合わせ 千葉市議会事務局総務課 TEL 043-245-5466 FAX 043-245-5565）